

大分県報

令和五年
六月一日
号外（七八）

（木曜日）

目次

告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………一

○告示

大分県告示第二百六十二号

令和五伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

令和五年六月一日

大分県知事 佐藤 樹一郎

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	山国川地区	五〇〇・六〇
	山国川地区	五八〇・一一
	山国川地区	二二・三二
	山国川地区	九六・四八
	山国川地区	二八二・〇〇
	山国川地区	五二四・〇三
	山国川地区	一、六二九・八一
	山国川地区	二一〇・一〇
	山国川地区	八三一・九七
	山国川地区	八六九・四一
保健保安林	山国川地区	一九〇・七九
	山国川地区	五〇・六七
	山国川地区	二七・四八
	山国川地区	二九・〇二
	山国川地区	九二・六六
	山国川地区	六・九四
	山国川地区	一一・八四
	山国川地区	二四・八〇
	山国川地区	一・〇六
	山国川地区	八・一〇
干害防備保安林	山国川地区	四一・八四
	山国川地区	三・五〇
	山国川地区	三・六六
	山国川地区	〇・一四
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
防風保安林	山国川地区	六〇・五八
	山国川地区	二五・八六
	山国川地区	一三二・三七
	山国川地区	一六四・一三
	山国川地区	一〇四・三八
	山国川地区	三六三・七二
	山国川地区	三四・二七
	山国川地区	一・二六・六三
	山国川地区	八・二四
	山国川地区	八・二四
土砂崩壊防備保安林	山国川地区	〇・一四
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
	山国川地区	〇・〇八
土砂流出防備保安林	山国川地区	六〇・五八
	山国川地区	二五・八六
	山国川地区	一三二・三七
	山国川地区	一六四・一三
	山国川地区	一〇四・三八
	山国川地区	三六三・七二
	山国川地区	三四・二七
	山国川地区	一・二六・六三
	山国川地区	八・二四
	山国川地区	八・二四

令和五年六月一日

大分県報号外（告示）